上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画~概要版~

1 計画策定の目的

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、計画的に廃棄物処理を推進するための基本方針であり、上尾市は、平成 27 年度(平成 28 年 3 月)に「上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「前計画」といいます。)」を策定し、計画的な廃棄物の減量化、再資源化、適正処理に取り組んできました。

近年、地球温暖化対策の必要性や「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年 10 月)」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 4 年 4 月)」などの法律の施行、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした国民の生活様式の変化など、廃棄物政策においても社会から求められる事項が大きく変容しています。

今般は前計画の中間見直し期間にあたりますが、前述の背景及び市内のごみ処理の状況を踏まえて、見直しではなく、計画を新たに策定します。なお、本市では伊奈町とのごみ処理広域化を、11年後(令和15年度から新施設稼働開始を予定)に控えていることから、令和3年度に策定した「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画(令和4年3月)」との整合を図るものとします。

2 計画の概要

(1)計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づき策定するもので、本市の廃棄物行政の最上位計画と位置付け、ごみの発生量と処理量の見込み、排出抑制等の方策、分別区分などを定めます。

なお、本計画の策定・見直しに際しては、関連法のほか、本市の「第 6 次上尾市総合計画」及び「第 3 次上尾市環境 基本計画 との整合を図ります。

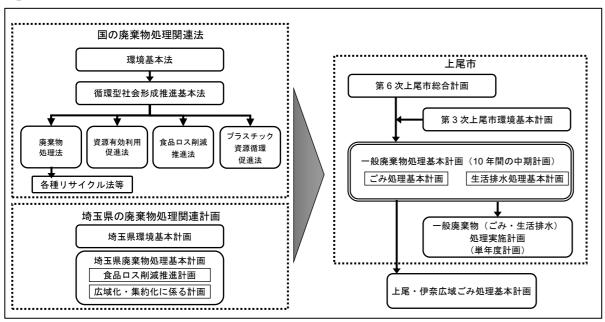


図1 計画の位置付け

(2)計画の期間

本計画は、令和5年度から令和14年度の10年間を計画期間とします。

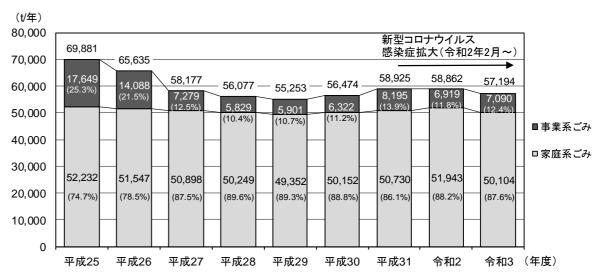
国・県や広域市町村の動向、社会情勢や市政の変化に応じて、5年目に中間見直しをするものとします。



3 ごみ処理の現状

(1)ごみの排出量の推移

本市のごみの排出量は、家庭系ごみが大半で総ごみの87.6%(令和3年度)を占めています。家庭系ごみは、1人1日あたりの排出量は減少していますが、人口増加の影響で横ばいの傾向にあります。また、令和2年度のごみ量が増加していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大により生活様式が変化(在宅勤務等)した影響と考えられます。また、事業系ごみは平成28年度まで減少していましたが、平成29年度以降は増加傾向にあります。



※平成31年度は令和元年度台風の災害ごみ受入の影響で事業系ごみ量が一時的に増加しています。

図2 家庭系ごみ・事業系ごみの排出量及び排出割合

(2)計画目標及び数値目標達成の進捗状況

前計画では、「みんなで実現 ごみを減らして資源を循環させるまち」を基本理念として、計画目標及び数値目標の達成 (目標年度:令和7年度)を目指し、各種施策を推進しました。令和3年度時点における進捗状況を見ると、家庭系 可燃物量が未達であるものの、その他の項目は前倒しで目標を達成するなど順調に推移しています。

前計画 実績値 参考指標 項目 進捗評価 基準年度実績 計画目標値 (達成率*1) 令和3年度 平成 26 年度 令和7年度 51,307 計画 可燃物総排出量 59,331 (基準年比 50,567 前倒しで達成 目標 (t/年) (109%)86.5%) 42,531 家庭系可燃物量 目標達成まで 992t 45,332 (基準年比 43,523 (65%)(t/年) 93.8%) 8,776 数値 事業系可燃物量 17,487^{**2} 前倒しで達成 (基準年比 7,044 目標 (120%)(t/年) 50%) 1人1日家庭系 525 (基準年比 前倒しで達成 可燃物量 545 518 (135%)(a/人·日) 96.3%)

表 1 令和 3 年度時点における進捗状況

^{※1} 達成率 (%): R7 目標値に対する達成率 = (R3 実績 - H26 実績) / (R7 目標値 - H26 実績値)×100

^{※2} 平成 26 年度に事業系ごみの分別徹底の取り組みを開始したため、事業系可燃物量の基準年度は平成 25 年度としている。

6 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(1) 基本理念及び基本方針

市民、事業者、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会を実現を目指す必要があります。中でも、基本方針①に示す「リデュースの推進によるごみ発生抑制」が最も優先されるべきことです。以上のことを踏まえ、本計画の基本理念及び基本方針を次のように定めます。

基本理念 基本方針 基本方針(1) リデュースの推進によるごみ発生抑制 基本方針② リユース・リサイクルの推進による資源循環 みんなで実現 基本方針③ 効率的な収集・運搬体制の確保 ごみを減らして 資源を循環させ 基本方針④ 安心・安全なごみ処理体制の維持 るまち 基本方針⑤ 不法投棄ごみの発生抑制 基本方針⑥ 脱炭素社会に向けたごみ処理

(2)目標値設定の考え方

前計画では、家庭系ごみの目標値には可燃物の総排出量のみを用いていました。しかしながら、この目標の場合、可燃物以外の不燃物や粗大ごみの増減が反映されないこと、また総排出量であるため、ごみの増減だけでなく人口の増減によっても左右され、取組の進捗がわかりにくいことから、本計画では、「資源物を除く1人1日あたり排出量(不燃物、粗大ごみ、ふれあい収集を含む)」を新たに目標の対象として設定することとしました。

事業系ごみについては、人口による直接的な影響はありませんが、家庭系ごみ同様に不燃物や資源物を含めた総排出量を新たな目標の対象とします。

	衣 2 前計画及び本計画の目標値設定の比較						
項目			前計画目標の対象(令和7年度)	本計画目標の対象(令和 14 年度)			
ごみ		可燃物	可燃物総排出量	資源物を除く			
	家庭系ごみ	不燃物					
		粗大ごみ		1人1日あたり			
		ふれあい収集		排出量			
総 排		資源物					
み総排出量	事業系ごみ	可燃物	可燃物総排出量				
		不燃物		総排出量			
		資源物					

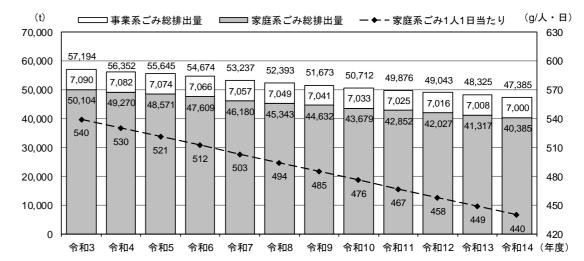
表 2 前計画及び本計画の目標値設定の比較

(3)計画の目標

目標 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量を基準年から 100g/人・日減らし、 目標年までに 440g/人・日、基準年比 81.5%とします。

我 5								
項目	設定の考え方	基準年 令和3年度	中間年 (基準年から6年目) 令和9年度	目標年 (基準年から 11 年目) 令和 14 年度				
1人1日あたりの家庭系ごみ (原単位)	第四次循環型社会形成推進計画及び埼玉県一般廃棄物処理 基本計画の目標値を参考に設定	540g/人·日	485g/人·日 基準年比 89.9% 【約 1 割減】	440g/人·日 基準年比 81.5% 【約 2 割減】				
事業系ごみ総排出量 (年間)	近年増加傾向であることを踏まえ、 令和3年度実績を維持する。	7,090t	7,041 t 【基準年を維持】	7,000 t 【基準年を維持】				

表 3 数値目標



※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

図3 ごみ排出量の将来推計(目標達成時)

ナル即本士

(4) 施策

計画の目標達成に向け、下記の施策及び取組を推進します。

基本方針	施策	取組	主に関連する SDGs のゴール	
基本方針 1 リデュースの推進による	1-① 家庭系ごみの減量推進	①「買わない」「使わない」の推進 ②家庭用生ごみ処理容器の購入補助 ③食品ロスの削減 〔新規〕 ④家庭系ごみの有料化の検討 【重点】	2 dec 12 xtsate 17 convention (15)	
ごみ発生抑制	1-② 事業系ごみの減量推進	①事業者への排出抑制・分別・資源化の呼びかけ ②搬入検査 ③廃棄物減量等計画書 ④事業系一般廃棄物搬入手数料の見直し	8	
基本方針 2	2-① リユースの推進	①不要になった家具のリユース	2 time: 12 つくる責任 17 パーナーシップで 12 つかり責任 17 パーナーシップで	
リユース・リサイクルの 推進による資源循環	2-② リサイクルの推進	①雑がみの分別推進 ②小型家電リサイクルの推進 ③地域リサイクル事業への支援 ④ペットボトルキャップのリサイクル	8	
基本方針3 効率的な	3-① 効率的な収集・運搬体 制の確保	①収集運搬体制の確保 ②低公害車の導入促進 ③動物遺体収集	11 BARIGARA 13 ARRENTA 17 SERVICES	
収集・運搬体制 の確保	3-② 新たな収集・運搬体制の 検討	①広域化を見据えた効率的な収集・運搬体制の検討【新規】 ②新たな技術を取り入れた収集・運搬体制整備に向けた調査・研究【新規】		
基本方針 4 安心・安全な	4-① 安定処理のための施設 の管理・整備	①適正処理 ②適正運転 ③既存施設の延命化【新規】 ④広域による新しい施設の整備【新規】	3 product 12 product	
ごみ処理体制の維持	4-② 最終処分場の確保	①最終処分場の確保 ②最終処分量の抑制	<i>-</i> ₩ * ∞	
	4-3 災害時などの対応	①災害廃棄物処理計画に基づく体制整備 ②広域連携		
基本方針5 不法投棄ごみの 発生抑制	5-① 不法投棄ごみの発生抑制	①不法投棄ごみの発生抑制 ②ごみ散乱防止 ③ごみ集積所対策 ④市民との協働による美化活動の推進	11 GARDSON 15 ROBESS 17 SERBALLS 200 17 SERBALLS 200 200 200 200 200 200 200 200 200 20	
	6-① 脱炭素社会に向けたご みの分別	①プラスチックの分別及び再資源化の検討【新規】 ②バイオマスエネルギーの調査		
基本方針 6 脱炭素社会に向けた ごみ処理	6-② 脱炭素社会に向けた環 境啓発	①環境学習の推進 ②各種イベントでの啓発 ③グリーン購入の推進	11 0-884-0-64 13 RABERTS 13 RABERTS 13 RABERTS	
	6-③ 脱炭素社会に向けた施 設の整備	①廃棄物エネルギーの利活用 ②【施策④-1と同じ】既存施設の延命化【新規】 ③【施策④-1と同じ】広域による新しい施設の整備【新規】		

[※]ゴール 2: 飢餓をゼロに、ゴール 3: すべての人に健康と福祉を、ゴール 7: エネルギーをみんなにそしてクリーンに、ゴール 11: 住み続けられるまちづくりを、ゴール 12: つくる責任つかう責任、ゴール 13: 気候変動に具体的な対策を、ゴール 15: 陸の豊かさも守ろう、ゴール 17: パートナーシップで目標を達成しよう